

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	2 . 3 . 2 6
宛 先	所 属 長	担 当 課	生 活 安 全 企 画 課

「ライポくん安心メール」を活用した防犯情報等の配信業務に係る適正な運用及び迅速な情報提供の推進について

1 趣旨

情報配信システム「ライポくん安心メール」（以下「安心メール」という。）については、『「ライポくん安心メール」を活用した多角的な情報配信の開始と迅速な情報提供の推進について』（令和元年6月6日付け。以下「旧通達」という。）に基づき運用していたところ、本年3月の組織改正に伴い、安心メールの事務所掌が人身安全・少年課（旧子供・女性安全対策課）から生活安全企画課に移管されたことから、再度、同配信に対する適正な運用の徹底を図るもの。

なお、旧通達は廃止する。

2 配信する情報種別

- (1) 子供安全情報
18歳以下の子供に対する声かけ事案、性的犯罪等の発生・検挙解決情報
- (2) 女性安全情報
19歳以上の女性に対する声かけ事案、性的犯罪等の発生・検挙解決情報
- (3) 防犯情報
街頭犯罪等の身近な犯罪、特殊詐欺の前兆事案、連続発生のおそれのある各種犯罪、刃物等使用の凶悪犯罪等の発生情報、有害鳥獣等の出没情報、行方不明者情報、その他防犯活動・防犯パトロールに有益な情報等
- (4) 交通安全情報
交通事故等の発生情報、交通安全に関する情報等
- (5) 防災情報
台風、大雨、地震等の災害に関する情報等
- (6) お知らせ情報
採用情報、講習会開催情報、広報重点事項等に関する一般情報等

3 配信内容及び責任の所在

- (1) 配信する内容は、前記2に示す情報種別に応じた内容とし、別途通知する記載例に従って作成するものとする。
- (2) 県下全域又は広域的に複数の警察署管内に及ぶ事件・事故等の情報配信については、その都度、事案を主管する本部主管課（夜間・休日は総合当直。）と協議して当該本部主管課に配信を要請するものとする。ただし、自署管内に限定して配信することを妨げるものではない。

- (3) 配信内容に関する質疑、苦情等は、配信所属又は配信要請所属において対応するものとする。

4 運用要領等

- (1) 別添「情報配信システム『ライポくん安心メール』運用要領」（以下「運用要領」という。）を遵守するとともに、県民の防犯意識の高揚及び自主防犯活動に資するよう、タイムリーな情報配信に努めること。
- (2) 前記2(1)、(2)、(3)の情報種別は、「Yahoo!防災速報」においても情報提供を行っているため、これらの情報配信を実施した際は、併せて生活安全企画課に対し「Yahoo!防災速報」での情報提供を要請すること。
なお、(3)の防犯情報については、刃物等使用の凶悪犯罪等の発生や、危険動物の出没といった「身体的に危害が及ぶ危険性のある情報」を対象とする。

5 安心メールの登録者拡大

- (1) 安心メールについては、あらゆる機会を捉え、地域住民に対し登録への働き掛けを行うとともに、地域安全ニュース、ミニ広報紙等の各種広報媒体に登録を促す記事を掲載し、広く地域住民に周知して登録者の拡大を図ること。
- (2) 教育委員会を始めとした受信者から二次配信がなされるように依頼するなど、情報が伝達されるように働き掛けること。

別添

情報配信システム「ライポくん安心メール」運用要領

第1 趣旨

この要領は、長野県警察における警察情報システム（以下「情報システム」という。）による情報配信システム「ライポくん安心メール」（以下「システム」という。）の運用に関し、長野県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成19年長野県警察本部訓令第5号。以下「セキュリティ訓令」という。）その他の関連規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

システムは、県民が不安を感じる身近な犯罪発生情報や自主防犯活動に資するための情報をよりタイムリーに配信するとともに、県民の防犯意識の高揚を図り、事件・事故の未然防止を図ることを目的とする。

第3 基本構成

システムは、各所属に設置された行政情報ネットワーク端末を用いて行う。

第4 用語の意義

この要領における用語の意義は、セキュリティ訓令その他の関連規程において使用する用語の例による。

第5 運用管理体制

1 システムセキュリティ責任者

- (1) システムの運用管理に係る事務を行うため、システムセキュリティ責任者を置き、生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。
- (2) システムセキュリティ責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - ア システムの運用全般の企画、指導及び調整に関すること。
 - イ システムの改修に係る企画及び調整に関すること。
 - ウ アクセス権者及びアクセス権範囲に関する基準の作成並びに管理に関すること。
 - エ システムの機能及び利用方法に関すること。
 - オ システムのサーバの情報保護に関すること。
 - カ システムの情報設定及びシステムの構成に関すること。
 - キ その他システムの適正な運用管理に関すること。

2 システムセキュリティ維持管理者

- (1) システムを適正に維持管理するために、システムセキュリティ維持管理者

を置き、生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。

(2) システムセキュリティ維持管理者は、次に掲げる事務を行う。

ア 基本ソフトウェアの不具合、セキュリティ等に係る改修に関すること。

イ サーバ等ハードウェアの運用に関すること。

3 情報配信者

システムによる情報配信に係る配信情報の適正な取扱い並びに所属におけるシステムの適正な運用及び管理を行うため、情報配信者を置き、当該所属の所属長をもって充てる。

4 情報配信補助者

情報配信補助者は、警察本部にあっては、情報配信を行う所属の課長補佐、警察署にあっては、配信する情報を主管する担当課長とし、情報配信者の事務を補助する。

5 広報活動責任者

広報活動責任者は、副署長又は次長（副隊長及び副校長を含む。）とする。

第6 アクセス権者及びアクセス範囲に関する事項

1 アクセス権者は、警察職員（以下「職員」という。）とし、アクセス範囲は、配信情報の登録及び配信とする。

2 システムセキュリティ管理者は、情報配信者に対し、ユーザIDと初期パスワードを付与するものとする。

3 認証情報の管理

(1) パスワードの有効期限は90日間とする。

(2) パスワードは、英文字及び数字を混在させた8桁以上の文字列であることを必須とする。

(3) 職員は、パスワードの有効期限内に随時更新するなどして、認証情報の適正管理に努めるものとする。

第7 職員の遵守事項

1 職員は、職務を遂行するために必要な限度を超えてシステムを利用してはならない。

2 職員は、自所属のユーザIDにより他人にシステムを利用させ、又は他所属のユーザIDを用いてシステムを利用してはならない。

3 職員は、職員以外の者にパスワードを知られることがないようにしなければならない。

4 職員は、システムの安全性又は有効性を低下させる行為を行ってはならない。

第8 配信情報の種別

システムで配信する情報の種別は、次に掲げるとおりとする。

- 1 子供安全情報
18歳以下の子供に対する声かけ事案、性的犯罪等の発生・検挙解決情報
- 2 女性安全情報
19歳以上の女性に対する声かけ事案、性的犯罪等の発生・検挙解決情報
- 3 防犯情報
街頭犯罪等の身近な犯罪、特殊詐欺の前兆事案、連続発生のおそれのある各種犯罪、刃物等使用の凶悪犯罪等の発生情報、有害鳥獣等の出没情報、行方不明者情報、その他防犯活動・防犯パトロールに有益な情報等
- 4 交通安全情報
交通事故等の発生情報、交通安全に関する情報等
- 5 防災情報
台風、大雨、地震等の災害に関する情報等
- 6 お知らせ情報
採用情報、講習会開催情報、広報重点事項等に関する一般情報等

第9 配信方法

情報配信におけるファイルへの登録・配信は、次に掲げるとおりとする。

- 1 配信情報の作成
配信情報は、各所属の行政情報ネットワーク端末により、別添様式「ライポくん安心メール配信文（案）」に入力して職員が作成するものとする。
- 2 配信情報の承認
職員は、作成した「ライポくん安心メール配信文（案）」を印字し、登録前に情報配信者の承認を受ける。ただし、情報配信者が不在の場合は、広報活動責任者の承認を受けることとし、この場合において、事後、速やかに情報配信者に報告するものとする。
なお、夜間・休日等の当直体制時においては、当直責任者の承認を受けることとし、事後、速やかに情報配信者に報告するものとする。
- 3 配信情報の登録・配信
職員は、配信情報の承認を受けた後、内容に誤りがないか再度確認を行った上で、速やかに登録・配信を行う。
- 4 配信時間
配信は、原則午前6時から午後10時までの間とする。ただし、連続発生のおそれのある重要凶悪事件等で、被疑者が逃走中であり、かつ、被害の拡大が予想され、安全対策を講じるため緊急に通知する必要があると情報配信者が認めた場合は、この限りでない。

第10 配信情報の保存

第9の2において承認を受けた「ライポくん安心メール配信文（案）」につい

ては、別添「目次」に記載して配信状況を明らかにし、「ライポくん安心メール配信簿」に綴冊して保存することとし、保存期間は、暦年で1年とする。

第11 配信上の留意事項

- 1 配信情報は、報道発表を実施した事案又は報道発表を実施する予定の事案に限定するものではなく、県民等の防犯意識の高揚、自主防犯活動を促し、被害防止が図られるよう、タイムリーな配信に努めること。ただし、捜査上の支障や被害者等の特定、二次被害のおそれ等の被害者支援上の問題がないか確認し、配信内容には十分に配意し、疑義が生じた場合は、事案を主管する本部主管課と協議するとともに、必要に応じて広報相談課とも協議すること。
- 2 情報配信については、本要領の事項を遵守し、迅速、適切な情報配信に努め、事案が解決等した場合は、県民等の不安感を解消するため、確実に解除情報を配信すること。
- 3 配信した情報に修正・補足が生じた場合は、速やかに追加の情報配信を行うこと。
- 4 隣接警察署との境界付近等において発生した事案で、当該隣接警察署へ波及するおそれ又は手配等の必要性がある場合は、速やかに情報提供を行い、情報配信を要請すること。

県下全域又は広域的に複数の警察署管内に及ぶ事件・事故の情報配信については、その都度、事案を主管する本部主管課（夜間・休日は総合当直。）と協議して当該本部主管課に配信を要請すること。ただし、自署管内に限定して配信することを妨げるものではない。

第12 安全対策

- 1 情報セキュリティ
システムの情報セキュリティに関する事項は、セキュリティ訓令その他の関連規程に定めるところによる。
- 2 管理対象情報の分類
システムで取り扱う管理対象情報の分類は、次の表のとおりとする。

管理対象情報等の種類	管理対象情報の分類		
	機密性	完全性	可用性
ライポくん安心メール	1（低）	1（低）	1（低）

- 3 システム等の維持管理

(1) 保守・点検

システムセキュリティ責任者は、システムの用に供する電子計算機及びプログラムに係る機器の日常点検を行い、円滑なシステムの運用に努めるものとする。

(2) 異常発生時の措置

職員は、登録した情報の内容を点検・確認し、異常を認知した場合は、システムセキュリティ責任者に即報すること。

第13 運用時間

システムの運用時間は、保守等のため運用を停止する場合を除き、24時間週7日とする。

第14 不正プログラムによるシステムの被害の防止等

職員は、ウイルスその他システムを侵害するおそれのある不正プログラム（以下「不正プログラム」という。）による被害を防止するため、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 ウイルス対策ソフトウェアにより、定期的に不正プログラムによる侵害の有無について確認を行うこと。
- 2 不正プログラムによる侵害を受けたと思われる場合は、情報セキュリティインシデントが発生した際の措置を適切に執ること。

第15 その他

この要領に定めるもののほか、システムの運用に関し必要な細目事項は、システムセキュリティ責任者が定める。

(別添省略)